

令和 7 年第 5 回南部町議会定例会

改正条例新旧対照表

南部町

議案第58号 南部町職員の給与に関する条例(平成16年南部町条例第47号)新旧対照表 第1条関係

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p>

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である
職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である
職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である
職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である
職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である
職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である
職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である
職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3~9 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である
職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である
職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である
職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である
職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である
職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である
職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である
職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3~9 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の125_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ

て、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任

て、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ 100分の70 _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任

用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600

用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の50_____を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
職員							

40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		

56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		

72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	266,200	305,800	355,700					86	256,000	297,100	346,000					
87	266,500	306,100	356,100					87	256,300	297,400	346,400					

88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>			88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>		
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>			89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>		
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>			90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>		
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>			91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>		
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>			92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>		
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>			93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>		
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>			94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>		
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>			95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>		
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>			96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>		
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>			97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>		
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>			98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>		
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>			99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>		
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>			100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>		
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>			101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>		
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>			102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>		
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>			103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>		

104	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>			104	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>	
105	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>			105	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>	
106	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>			106	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>	
107	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>			107	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>	
108	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>			108	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>	
109	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>			109	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>	
110	<u>312,600</u>				110	<u>304,200</u>		
111	<u>313,000</u>				111	<u>304,600</u>		
112	<u>313,300</u>				112	<u>304,900</u>		
113	<u>313,500</u>				113	<u>305,100</u>		
114	<u>313,700</u>				114	<u>305,300</u>		
115	<u>314,000</u>				115	<u>305,600</u>		
116	<u>314,400</u>				116	<u>306,000</u>		
117	<u>314,600</u>				117	<u>306,200</u>		
118	<u>314,800</u>				118	<u>306,400</u>		
119	<u>315,100</u>				119	<u>306,700</u>		

	<u>120</u>		<u>315,400</u>							<u>120</u>		<u>307,000</u>			
	<u>121</u>		<u>315,700</u>							<u>121</u>		<u>307,400</u>			
	<u>122</u>		<u>315,900</u>							<u>122</u>		<u>307,600</u>			
	<u>123</u>		<u>316,200</u>							<u>123</u>		<u>307,900</u>			
	<u>124</u>		<u>316,500</u>							<u>124</u>		<u>308,200</u>			
	<u>125</u>		<u>316,800</u>							<u>125</u>		<u>308,500</u>			
定年		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>			定年		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>
前再										前再				<u>294,900</u>	<u>320,600</u>
任用										任用					
短時										短時					
間勤										間勤					
務職										務職					
員										員					

議案第58号 南部町職員の給与に関する条例(平成16年南部町条例第47号)新旧対照表 第2条関係

新	旧
(期末手当)	(期末手当)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> _____を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ て、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分 の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基 準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ て、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期 末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の71.25</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6 箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職期間 の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。	3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期 末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の7 0、12月に支給する場合には100分の72.5</u> を乗じて得た額に、基準日以 前6箇月以内の期間における当該定年前再任用短時間勤務職員の在職 期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。
4~6 (略)	4~6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権 者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職 員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはなら ない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権 者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職 員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはなら ない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> _____を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> _____を乗じて得た額の総額
3~5 (略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3~5 (略)

議案第59号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南部町条例第20号)新旧対照表

新		旧	
<u>別表(第3条関係)</u>		<u>別表(第3条関係)</u>	
<u>給料表</u>		<u>給料表</u>	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	195,800	1	183,500
2	196,900	2	184,600
3	198,100	3	185,800
4	199,200	4	186,900
5	200,300	5	188,000
6	202,000	6	189,700
7	203,600	7	191,300
8	205,200	8	192,900
9	206,700	9	194,500
10	208,400	10	196,200
11	210,000	11	197,800
12	211,600	12	199,400
13	213,100	13	201,000
14	214,800	14	202,700
15	216,500	15	204,400
16	218,200	16	206,100

<u>17</u>	219,400
<u>18</u>	<u>221,000</u>
<u>19</u>	<u>222,600</u>
<u>20</u>	<u>224,100</u>
<u>21</u>	<u>225,600</u>
<u>22</u>	<u>227,200</u>
<u>23</u>	<u>228,800</u>
<u>24</u>	<u>230,400</u>
<u>25</u>	<u>232,000</u>
<u>26</u>	<u>233,700</u>
<u>27</u>	<u>235,000</u>
<u>28</u>	<u>236,300</u>
<u>29</u>	<u>237,600</u>
<u>30</u>	<u>238,700</u>
<u>31</u>	<u>239,800</u>
<u>32</u>	<u>240,900</u>
<u>33</u>	<u>242,000</u>
<u>34</u>	<u>242,900</u>
<u>35</u>	<u>243,800</u>
<u>36</u>	<u>244,800</u>
<u>37</u>	<u>245,800</u>
<u>38</u>	<u>246,700</u>
<u>39</u>	<u>247,600</u>

<u>17</u>	207,400
<u>18</u>	<u>209,000</u>
<u>19</u>	<u>210,600</u>
<u>20</u>	<u>212,100</u>
<u>21</u>	<u>213,600</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>
<u>25</u>	<u>220,000</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>

<u>40</u>	<u>248,400</u>
<u>41</u>	<u>249,200</u>
<u>42</u>	<u>249,900</u>
<u>43</u>	<u>250,500</u>
<u>44</u>	<u>251,100</u>
<u>45</u>	<u>251,800</u>
<u>46</u>	<u>252,400</u>
<u>47</u>	<u>253,000</u>
<u>48</u>	<u>253,600</u>
<u>49</u>	<u>254,100</u>
<u>50</u>	<u>254,700</u>
<u>51</u>	<u>255,300</u>
<u>52</u>	<u>255,800</u>
<u>53</u>	<u>256,200</u>
<u>54</u>	<u>256,600</u>
<u>55</u>	<u>256,900</u>
<u>56</u>	<u>257,200</u>
<u>57</u>	<u>257,500</u>
<u>58</u>	<u>257,800</u>
<u>59</u>	<u>258,100</u>
<u>60</u>	<u>258,400</u>
<u>61</u>	<u>258,700</u>
<u>62</u>	<u>259,000</u>

<u>40</u>	<u>237,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>

<u>63</u>	<u>259,300</u>
<u>64</u>	<u>259,600</u>
<u>65</u>	<u>259,900</u>
<u>66</u>	<u>260,200</u>
<u>67</u>	<u>260,500</u>
<u>68</u>	<u>260,800</u>
<u>69</u>	<u>261,100</u>
<u>70</u>	<u>261,400</u>
<u>71</u>	<u>261,700</u>
<u>72</u>	<u>262,000</u>
<u>73</u>	<u>262,300</u>
<u>74</u>	<u>262,600</u>
<u>75</u>	<u>262,900</u>
<u>76</u>	<u>263,200</u>
<u>77</u>	<u>263,500</u>
<u>78</u>	<u>263,800</u>
<u>79</u>	<u>264,100</u>
<u>80</u>	<u>264,400</u>
<u>81</u>	<u>264,700</u>
<u>82</u>	<u>265,000</u>
<u>83</u>	<u>265,300</u>
<u>84</u>	<u>265,600</u>
<u>85</u>	<u>265,900</u>

<u>63</u>	<u>249,100</u>
<u>64</u>	<u>249,400</u>
<u>65</u>	<u>249,700</u>
<u>66</u>	<u>250,000</u>
<u>67</u>	<u>250,300</u>
<u>68</u>	<u>250,600</u>
<u>69</u>	<u>250,900</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>

86		<u>266,200</u>
87		<u>266,500</u>
88		<u>266,800</u>
89		<u>267,100</u>
90		<u>267,400</u>
91		<u>267,700</u>
92		<u>268,000</u>
93		<u>268,300</u>

86		<u>256,000</u>
87		<u>256,300</u>
88		<u>256,600</u>
89		<u>256,900</u>
90		<u>257,200</u>
91		<u>257,500</u>
92		<u>257,800</u>
93		<u>258,100</u>

議案第65条 南部町税条例(平成16年南部町条例第54号)新旧対照表

新	旧																								
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NPO法人えがおサポート</td><td>米子市新開6丁目11-6</td><td>令和8年1月1日から令和12年12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	NPO法人えがおサポート	米子市新開6丁目11-6	令和8年1月1日から令和12年12月31日まで	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td><td>鳥取市瓦町601</td><td>平成27年1月1日から平成31年12月31日まで</td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td><td>倉吉市下田中町801</td><td>平成27年8月1日から平成32年7月31日まで</td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ</td><td>八頭郡八頭町才代299</td><td>平成30年1月1日から平成34年12月31日まで</td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人十人十色</td><td>鳥取市用瀬町安蔵991</td><td>平成30年8月1日から平成35年7月31日まで</td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ</td><td>鳥取市用瀬町屋住278</td><td>令和元年8月1日から令和6年7月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで	特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで	特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで	特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
NPO法人えがおサポート	米子市新開6丁目11-6	令和8年1月1日から令和12年12月31日まで																							
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで																							
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで																							
特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで																							
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	平成30年8月1日から平成35年7月31日まで																							
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで																							

議案第67号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年南部町条例第44号)新旧対照表

新	旧										
<p>(旅費)</p> <p>第6条 特別職の職員の旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、</u>その額は、南部町職員等の旅費に関する条例(平成16年南部町条例第50号)の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第6条 特別職の職員の旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、宿泊料、食卓料、支度料及び死亡手当とす る。</p> <p>2 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、南部町職員の給与に関する条例(平成16年南部町条例第47号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 内国旅行(南部町職員等の旅費に関する条例(平成16年南部町条例第50号。以下「旅費条例」という。)に規定する内国旅行をいう。)の旅費は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>4 外国旅行(旅費条例に規定する外国旅行をいう。)の旅費は、別表第3に定めるところによる。</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <p>内国旅行の旅費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートルにつ き)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37円</td> <td>19,000円</td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第6条関係)</p> <p>外国旅行の旅費</p>	車賃 (1キロメートルにつ き)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	県外	県内	37円	19,000円	9,800円	2,200円
車賃 (1キロメートルにつ き)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)								
	県外	県内									
37円	19,000円	9,800円	2,200円								

1 宿泊料及び食卓料

指定都市	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につ き)	
	甲地方	乙地方	丙地方		
	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円

備考 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第2の1の備考に規定する地域をいう。

2 支度料及び死亡手当

支度料			死亡手当
旅行期間1箇月未満	旅行期間1箇月以上	旅行期間3箇月以上	
	3箇月未満		
70,070円	85,090円	100,100円	520,000円